

## 防災対策への各種補助事業のお知らせ

### ①：家具等転倒防止器具の助成について

地震等の災害時における家具等の転倒・散乱による被害の防止・軽減を目的として、予算の範囲内において家具等転倒防止対策支援事業を実施いたします。

事業内容：住居の家具（洋服ダンス・和ダンス・整理ダンス・茶ダンス・食器棚等）に取り付ける金具及び取り付けに係る費用を助成（自己負担ありません）。1世帯あたり最大5組とし、助成は1世帯1回までとなります。（テレビ・冷蔵庫など家電は対象外となります。）

対象者：太地町の住民基本台帳に記録されている世帯で、かつ居住している世帯。

ただし、過去に本事業で補助を受けられた方は対象外とさせていただきます。

#### ※申請に必要な書類

①家具類等転倒防止器具支給申請書

②家具類等転倒防止器具取付けに係る確約書

申込期限：令和4年1月31日まで（申込期間延長しました）

### ②：感震ブレーカー設置促進事業補助金について

地震発生時に、自動的に電気の供給を遮断し、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電から復旧したときに発生する通電火災を防ぐため、予算の範囲内において感震ブレーカー設置補助事業を実施します。

事業内容：感震ブレーカーの設置に係る費用の助成（限度額2万円）。感震ブレーカーの種類については、「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン（平成27年2月刊行）」に準ずるものとします。

#### ※申請に必要な書類

①太地町感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書兼承諾書

②感震ブレーカーの購入及び取付けに係る見積書（申請者が電気工事事業者に依頼）

③設置しようとする感震ブレーカーの仕様がわかる書類（カタログ等）

④設置しようとする場所の現況写真

申込期限：令和4年1月31日まで（申込期間延長しました）

いずれの補助制度も、予算の範囲内での補助とさせていただきますので、申込期限に達する前に受付を終了させていただく場合があります。

申込み・問い合わせ先・・・総務課 防災係